せいほく

西北教育事務所便り
№65
令和7年12月15日

青森県教育庁西北教育事務所教育課
住所：五所川原市栄町10
Tel 0173-34-2111(代) 35-2170(直)
Fax 0173-33-3663

西北の課題「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成に向けて

特に推進すべき事項

1　確かな学力を身に付ける授業づくり
2　道徳教育や生徒指導等の充実
3　教職員としての資質能力の向上

こども まんなか青森

「学び合い」「協働的な学び」「伝え合い」「対話的な学び」について

①「学び合い」（文科省の定義はないが学習指導要領「生きる力」に以下の内容が記載）
「一人一人の子どもの能力や特性に応じた学びや、子ども同士が教え学び合う協働的な学びにつながる授業を積極的に取り入れること」

②「協働的な学び」
「多様な他者と協働し」、「児童生徒一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考えが組み合わさり、よりよい学びを生み出していく」こと

③「伝え合い」
「自分の考えになかったものを受け入れて自らの考えに生かしたり、相手の立場や考えを考慮し、尊重したりすることで自らの考えや集団の考えを発展させる」こと

④「対話的な学び」
「他者との意見交換や議論」を通して「自己の考えを確かにしたり、広げ深めたりする」こと

文部科学省「学習指導要領」より

上記の４つの文言は、西北管内の小・中学校の校内研究の主題や研究内容に多く用いられている文言です。他者と関わり合い、双方向性のある学習活動に重点を置いている学校が多いです。

このような、学習活動を進めていくにあたり、大切な点をいくつか述べます。

まず、これらの学習活動は、あくまで授業のねらいを達成するための手段であり、個々の、または集団の**「理解や思考を深める」**ことを目的としていることです。

次に、学習活動への**「必然性」**をもたせることです。教師に指示されたから取り組むのではなく、「この問題・課題について、皆で協力し合ってよりよい答えを創り出すんだ」という課題意識、問題意識を高めることが大切です。

また、これらの学習活動を進めていく前提として、**「個の考え」**をもつこと、そして**「個々が対等」**であることが挙げられます。自分なりの考えがもてず、常に他者に教えてもらうという一方通行の関係性であったり、発言力の強い一部のこどもの意見や考えに流されたりして、誰の考えであっても尊重して聞こうとする姿勢が不十分であると、双方向性のある学習活動の成立が難しくなります。正解・不正解を問うだけではなく、**多様な考えが想定されるような学習材選びや発問、互いを尊重し認め合う共感的な人間関係づくり**なども大切な要素となります。

最後に、留意点があります。グループで役割分担を決めて表現物を作成したり、調べ学習をしたりといった学習活動は、**「共同学習・共同作業」**となります。この場合、「効率よく学習や作業を進めること」が目的となります。理解や思考の深化までねらうとするのであれば、調べたことや表現物を基に、共感できたこと、確かめたいこと、新たに知ったことや考えたことなどを共有し合う所まで学習を進めていくことが必要となります。

このように、目的や前提となる基盤づくりを踏まえた上で、他者と関わり合い双方向性のある学習活動を進めていくことが、「確かな学力」を身に付ける「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善にもつながっていきますので、引き続きの取組をお願いします。

初任者研修コーナー

初任者研修対象の先生方が、初任者として教壇に立ち始めて９ヶ月が経過しました。着実に成長し続けている２３名の姿を紹介します。初任者研修のゴールまであと少しです。

○　一般授業研修Ⅰ

令和７年８月18日（月）　五所川原合同庁舎

教科ごとに学習指導案作成に関する演習を行うことで、学習指導における実践力を高めることを目的に行われました。近年の初任者研修対象者増加のため、今年度も五所川原市教育委員会、つがる市教育委員会にも演習に係る指導の協力をお願いしました。初任者の先生方は指導担当者の伴走型支援を受けながら学習指導案を作成していました。単元の指導計画における評価規準の見直しや、指導と評価を一体化させることの大切さに気付きながら演習を進める姿が見られました。

また、午後は「集団づくり」に関する研修が行われました。アイスブレイクの手法「バースデーチェーン」やパラリンピックの種目「ボッチャ」などを体験しました。集団づくりのためには、楽しさや達成感を体験できる活動を、授業の中にも取り入れる必要があることを実感できた時間となりました。また、全員で一つの目標に向かうことで、初任者の先生方の仲間意識が深まり絆を強めたと感じています。

【説　明】

【集団づくり】

【研究協議】

○　特別活動研修

令和７年10月21日（火）　五所川原市立五所川原小学校
【授業者】　４年２組　板谷　真貴子　先生
令和７年10月30日（木）　五所川原市立五所川原第三中学校
【授業者】　１年４組　白川　遼介　先生

特別活動に関する授業参観や研究協議などを通した研修を行うことで、特別活動の指導技術の向上を図ることを目的に行われ、小・中学校どちらも「学級活動⑴」の学習活動でした。授業は児童生徒の発達や実態を捉え、ねらいに即した授業展開が図られていました。小学校では、児童から出された意見を比較し共通点や相違点を見付け、話合いのめあてなどの視点を基によりよい解決方法を探る授業となりました。中学校では、グループから出された意見について理由付けしながら話し合うことを通して、生徒たちがよりよい解決方法を決めることができた授業となりました。双方の授業とも、目指す児童生徒の姿の具現化に向けた教師の適切な指導・助言や働きかけが行われていました。授業後の研究協議においては、授業参観の視点に基づき、積極的に意見を交えながら、話合いの進め方の理解や教師の指導・助言及びその効果についても共有することができました。授業参観及び研究協議を通して、初任者の先生方の指導力の向上を図ることができたと感じています。

この研修でも、短時間でしたが、「集団づくり」を行いました。

【　事　業　紹　介　】

西北教育事務所が開催した２つの事業を紹介します。

西北管内教員派遣研修（大館市）

令和７年９月26日（金）

秋田県大館市では、教育に関する様々な取組が行われています。中でも大館教育の大きな柱である「おおだて型学力」の基礎となっているのが、従来の授業をイノベーションした独自の授業スタイル「おおだて型授業」と、ふるさとに対する誇りを育て、人生の指針を描く「大館ふるさとキャリア教育」、また教員の学びの機会を創出し授業の質を向上させる、という３つの取組です。

その大館市へ、新規採用３年目の２０名の先生方が参加し、扇田小学校と第一中学校に分かれ視察研修を実施しました。扇田小学校では６学年の算数を参観しました。前時と本時のつながりを意識した導入の工夫や二つの全体発表の場を設定した交流場面の工夫により、児童同士が共感的・協働的に学び合う姿を見取ることができました。第一中学校では３学年の社会を参観しました。教師の高いファシリテート力のもと、生徒が本時の課題を多面的・多角的に考え、問題解決に向かって主体的に学ぶ姿が印象的でした。

授業参観後の協議会では、授業参観から学んだことや今後の自分自身の授業実践に生かしていきたい点について、活発に意見がかわされました。この協議会では単なる意見交換に留まらず、これからの学習指導の取組や児童生徒への適切な対応の仕方などについて、具体的な指導方法を見出す建設的な場となりました。

採用１年目の姿と比較し、大きく成長していた３年目の先生方が、将来西北の教育の中核を担う存在になることを期待しています。

第2回「学校で働こう」教員免許状保有者を対象として説明会

令和７年12月７日（日）

※こちらは、西北教育事務所総務課が開催した事業です。

青森県では、教員免許状を保有しているが、現在教職に就いていない方を対象に、説明会を開催しております。この説明会では、教育職員免許制度や教員の魅力を伝えることを目的にしており、参加者は教育現場での働き方や必要な知識・技能を知ることができます。また、開催場所については、県内６教育事務所ごとに開催しており、西北教育事務所では年２回開催しています。今年度の第１回は６月８日（日）に行われ、４名の方が参加され、うち１名の方が現在、スクールサポートスタッフとして働いています。

そして、第２回が12月７日（日）に開催され、12名の方が参加されました。説明会は、①教員免許状更新制解消後の免許状の取扱いや講師等の任用手続きについての説明、②小学校教員の１日の仕事や１年間の学校の教育活動等についての説明、③小学校の授業の様子をまとめた動画の視聴、④個別相談、という内容で進められました。参加者から、「所持している免許状が有効なのか知りたかったので、詳しく知ることができて満足してます。」「実際の授業の様子を見ることができて良かったです。」「不安が少しでも取り除くことができた内容でした。心配・不安もありますが、たくさんのこどもたちと関わって楽しみたいです。」などの感想が寄せられました。

本日参加された方々が、所持している教員免許を有効に活用していただき、青森県の未来を担うこどもたちの学びのため、教員として働いてくだされば、開催者としては嬉しい限りです。

《　教職員の服務規律の確保について　～総務課から～　》

今回は、飲酒運転についてです。

たとえ少量のお酒でも心身に影響を与え、運転能力、判断力などが低下するため飲酒後の自動車の運転は、取り返しのつかない事故を引き起こす恐れがある大変危険な行為であり、法を遵守すべき公務員として絶対あってはならないものです。

◆教職員として知っておかなければならないこと

酒酔い運転※1 及び酒気帯び運転※2 を合わせて飲酒運転といいます。

飲酒運転をはじめとする悪質な交通違反に厳しい目が向けられている中、平成１４年６月には、道路交通法及び道路交通法施行令が改正され、酒気帯び運転等の悪質・危険な違反に対する罰則等が引き上げられたことを踏まえ、県教育委員会では、平成１５年４月から飲酒運転等に対し、懲戒免職を含む厳正な処分を行うこととしています。

※１　酒酔い運転 … 酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）で運転した場合

※２　酒気帯び運転 … 呼気１リットル当たり０．１５ミリグラム以上アルコールを保有する状態で運転した場合

※ 懲戒処分の標準例

区　　分	標準処分例
飲酒運転をした職員	免職
飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員	免職、停職、減給又は戒告

◆教職員に求められること

教職員一人ひとりが、飲酒運転は絶対に行わないという強い意志を持つとともに、教職員同士が注意し合える環境を作る必要があります。また、各学校においては、交通事故防止に関して、様々な指導・働きかけが行われていますが、このような活動が職員一人ひとりの意識に浸透しているかどうか改めて確認しながら、取り組む必要があります。

【飲酒運転防止のためのチェックポイント】

■ 職員用

□　飲酒運転に対する罰則や処分の内容を知っていますか。

□　少しの飲酒でも、注意力や反応速度に影響があることを知っていますか。

□　少しの飲酒でも「飲んだら乗らない」を徹底していますか。

□　アルコールは、体質や飲酒量によって８時間以上経過しても抜けきらない場合があることを知っていますか。

□　飲酒する場所に車で行かないことにしていますか。
□　深夜まで飲んだ時は、翌日、運転しないようにしていますか。
□　車を運転する者に酒を勧めること、飲酒運転と知って同乗することも自ら運転を行うことと同様に許されないことを知っていますか。
□　飲んで運転しようとしている同僚に「乗るな。」と言えますか。
□　アルコール依存の傾向がありませんか(又は専門機関に相談していませんか)。
□　飲酒運転について家族と話し合っていますか。

■ 管理監督者用
□　アルコールの作用・害について、正しい知識の周知に努めていますか。
□　飲酒運転の罰則や厳しい処分を職員に周知していますか。
□　事故や違反があった場合の報告義務について、職員に徹底していますか。
□　公務で運転する前のチェック方法を定め、職員に周知していますか。
□　職場の飲み会の際には、飲酒運転をすることのないよう指導を徹底していますか。
□　飲酒運転の反社会性について、意識の定着を図っていますか。
□　飲酒運転を相互に戒め合う職場の雰囲気づくりをしていますか。
□　飲酒運転が他で発生した場合には、職員に知らせ注意を喚起していますか。
□　飲酒運転の防止のための具体的な方策を職員間で話し合い、講じていますか。
□　職員の健康管理（飲酒傾向）に留意していますか。

事故や違反があったときは管理職に報告しなければなりません。

教職員が自動車事故を起こした場合又は義務違反をした場合には、速やかに管理職に報告することとしています。これを怠った場合には、処分が加重されることがあります。

※ 「教職員の非違行為根絶のための研修用資料（平成２８年３月)」から抜粋

《　臨時講師等の募集について　～総務課から～　》

現在、当事務所管内において、臨時講師等の欠員等が生じております。お知り合いの方で、教員免許をお持ちで臨時講師等をお引受けいただける方がおりましたら、御案内いただきますようよろしくお願いいたします。